

第 31 回 長野県少年・少女柔道チャンピオン大会  
第 35 回 (公社) 長野県柔道整復師会少年柔道大会  
実施要項

- 1 趣 旨 柔道の普及・発展と次代を担う少年・少女の健全育成を目的に、未来のチャンピオンをめざす県内の小学生が一堂に集い、試合をとおして交流し、礼節・自立・高潔・品格を養うとともに誠の友情を育み、日ごろの稽古の成果を試す機会とする。
- 2 主 催 長野県柔道連盟
- 3 共 催 (公社) 長野県柔道整復師会
- 4 主 管 東信柔道連盟
- 5 協 賛 長野県遊技業協同組合
- 6 日 時 令和 8 年 6 月 14 日(日)  
開場 8:00 受付・計量 8:15～ 審判・監督会議 9:00～ 開会式 9:30～
- 7 場 所 長野県立武道館 主道場 〒385-0011 佐久市猿久保 165-1 Tel0267-78-5370
- 8 試 合 ①小学 1 年生～6 年生を対象に、男女別、学年別、5・6 年生においては体重別の個人戦をトーナメント方式にて行う。  
※体重別の階級  
男子 5 年生 ・ 45 kg 以下級 ・ 45 kg 超級  
6 年生 ・ 45 kg 以下級 ・ 65 kg 以下級 ・ 65 kg 超級  
女子 5 年生 ・ 40 kg 以下級 ・ 40 kg 超級  
6 年生 ・ 40 kg 以下級 ・ 55 kg 以下級 ・ 55 kg 超級  
②審判は令和 7 年 1 月改正の国際柔道連盟試合審判規定及び、令和 8 年 4 月より改正された「少年大会試合審判規定」を適用する。  
但し、頭部を畳について投げる行為は(ヘッドダイビング)は「反則負け」とする。  
※ユージングヘッドも含む。  
③試合時間は、3 分間とする。  
④勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「有効」「判定」とする。(延長戦は行わない)  
「僅差」指導差による勝敗の決定は行わないものとする。但し、指導を 3 回された場合は「反則負け」とする。

※「有効」の定義

・尻餅(上半身が背中側に 90 度以上傾く)

・背中上部の着地

・肘の着地(背中側に 90 度以上傾く)※脇が空いてもスコアとなる。

・体側面の着地(背中側に 90 度あるいは若干うつ伏せ)

尚、審判は「指導」を与える際、口頭にて説明をした後「指導」を与えるものとする。

9 参加選手

- ①長野県柔道連盟に登録している上記学年の児童で県内各地区柔道連盟から推薦された選手。
- ②小学 1~4 年生は、男女それぞれ 8 名とする。5・6 年生においては、上記の各階級それぞれ 4 名とする。
- ③参加選手で柔道を修行し約 6 か月満たないものは参加を認めない。  
6 か月とは総修行期間を表す。  
(例 柔道を始めて二か月後に骨折をして約二か月の休養後二か月の修行をし、合計六か月⇒参加はできない)

10 表彰

全てのカテゴリーの優勝者、準優勝者、3 位 (2 名) を表彰する。

11 組み合わせ

各地区の予選結果を元に主催者が抽選にて行う。

12 参加料

一人 2,000 円 各地区柔道連盟は事前に徴収し、大会当日事務局に支払うものとする。

13 申し込み

各地区柔道連盟は出場選手を取りまとめ、【大会出場選手名簿】を制作し、申し込みフォーム (Excel ファイル) に必要事項を書き込みメールにて申し込むこと。  
申し込み先 e-mail : [Murayamaseikotsuin@purple.plala.or.jp](mailto:Murayamaseikotsuin@purple.plala.or.jp)  
締め切り : 令和 8 年 5 月 26 日 (火) ※締め切り厳守  
※申し込みフォームは、各地区普及部員に送付します。  
問い合わせ先 : 399-0701 塩尻市広丘吉田 909-10 長野県柔道連盟普及部事務局  
TEL0263-58-1156

14 その他

- ①試合中の負傷に対する応急処置は大会本部にて行う。
- ②負傷、事故等の補償は、主催者が加入した傷害保険の範囲とし、その他の責任は一切負わない。
- ③出場選手は、各自傷害保険へ加入すること。
- ④大切な成長過程にあることを重視し、無理な減量は行ってはならない。
- ⑤出場選手には、保護者または保護者を代行できる者が同伴すること。
- ⑥出場選手、監督および保護者は、申し込みの時点で体格差のある選手との対戦が生じる場合があることを了承したものとする。

- ⑦各所属に於いて指導者の参加は、監督1名、コーチ3名とし、  
全日本柔道連盟の登録者で指導者ライセンスを保有している者及び本年度取得予定者に  
限る。

※本年度取得予定者に関しては、本年度C指導者養成講習会にて確認を行う。

- ⑧主道場・柔道場への入場は、監督・コーチ・選手に限る。  
⑨大会会場(建物)内において大会関係者(選手・役員・観客等)に対して、暴言・暴力・  
わいせつ等の各種ハラスメント行為を行った者は、長野県柔道連盟への加入の有無を  
問わず、大会会長等が会場(建物)からの退場を命ずることができる。

※練習会場の利用時間

主道場・・・8:30～9:20 練習利用可能

柔道場・・・8:30～大会終了 練習利用可能、選手・監督・コーチ待機利用可能

## 【付 記】

### 監督・コーチの役割

1. 監督・コーチは、選手への様々な状況における指示、戦術的なアドバイス、怪我の対応など、選手とのコミュニケーションを取ることを目的とする。
2. 監督・コーチは、自身の選手が大会会場に入場してから退出するまでの間、選手の行動に責任を持たなければならない。

### 監督・コーチの場所

1. 原則として、各試合場に用意された監督・コーチ席に着座しなくてはならない。

### 監督・コーチの言動

1. 試合が止まっている間(「待て」から「始め」の間)のみ、選手に対して指示を与えることができる。  
試合続行中は、選手に対して指示を与えることが許されない。
2. 次の行為を禁止する。  
(ア) 試合が続行している最中に指示を出すこと。また、試合中に立ち上がること。  
(イ) 審判員の判定に対し、コメントや批判、或いは訂正を要求すること。  
(ウ) 対戦相手、審判員、役員、一般客、および自分自身の選手を侮辱するよう行為。  
(エ) 広告看板や器具に触ったり、殴ったり、蹴ったりすること。  
(オ) その他、柔道精神に反する行為。
3. 原則として、監督・コーチは審判員に準じた服装とし、当日受付時に配布されたIDを付けるものとする。

### 罰則

上記に違反した場合は、下記による処分を科すものとする。

1. 1回目は、審判員が合議の上、口頭による注意をする。
2. 1回目の注意で改善されない場合は、審判団の判断で、大会委員長または審判長の責任のもとにその試合が終了するまでペナルティーエリアへ退去させる。但し、試合はその後も続行するものとする。

3. 次の試合からは、また監督・コーチ席に座ることができるが、その後も改善が見られない場合は、試合場フロアへの入場を禁止する場合もある。

※脳震盪について

- 大会前一ヶ月以内に脳震盪を受傷したものは、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。  
(至急、専門医〔脳神経外科〕の精査を受けること。)
- 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること